

清 町 生 号  
令和 6 年 2 月 1 4 日

井戸水利用者支援金対象者 各位

清 水 町 長 阿 部 一 男

#### 清水町井戸水利用者支援金支給事業について

物価高騰や光熱費がかさむ冬季間の負担軽減のために実施する水道料負担軽減対策支援事業による支援を受けられない世帯主の方に対し、清水町井戸水利用者支援金支給事業により支援金を支給します。

下記の対象となる方で支援金の支給を希望される方は、申請書の提出をお願いいたします。

#### 記

#### 1 対象となる方

次の要件すべてを満たす方

- (1) 清水町に住所を有する世帯主の方
- (2) 令和 5 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 2 月 2 9 日までの期間に、清水町で井戸水等を利用した世帯
- (3) 給水区域外等のため、水道料金負担軽減対策支援事業の対象とならない世帯

#### 2 支援金額

9,000円(令和 5 年 1 0 月から令和 6 年 2 月まで 5 か月分の水道基本料金相当額)

※ 住所変更等で対象となる月数に変更がある場合、1 か月あたり 1,800円。3 か月分であれば、5,400円となります。

#### 3 申請について

同封の申請書に必要事項を記入し、通帳等のコピー(昨年度提出いただいた方で口座が同じであればコピーは不要です)を添付して、町民生活課生活環境係、御影支所へ令和 6 年 3 月 2 9 日まで提出していただくか、令和 6 年 3 月 3 1 日までに同封の封筒で返送してください。申請書の記入は、別紙の記載例を参考に記入をお願いいたします。

#### 4 支給決定について

申請書の審査の後、支給決定書を郵送いたします。その後、指定口座へ振り込みいたします。

清水町役場町民生活課生活環境係  
担当：尾田  
電話：67-7555(内線530)